

外郭団体に関する特別委員会資料

令和 2 年 度

公立大学法人 神戸市看護大学  
事業概要

健 康 局

# 目 次

I	法人設立の趣旨	1
II	法人の概要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設 立 年 月 日	2
4	資 本 金	2
III	法人の機構・教職員数	3
1	機 構	3
2	教 職 員 数	4
3	役 員	5
IV	公立大学法人神戸市看護大学定款	6
V	令和元年度事業報告	13
1	事業の概要	13
2	損益計算書	15
3	貸借対照表	16
4	損益明細書	17
5	キャッシュ・フロー計算書	18
6	行政サービス実施コスト計算書	19
VI	令和2年度事業計画	20
1	事業計画	20
2	経営改善の取組み状況	21
3	予定損益計算書	22
4	予定損益明細書	23
5	資金計画	24
VII	主要事業の推移（平成29年度～令和元年度）	25

# I 法人設立の趣旨

神戸市看護大学は、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成8年4月、4年制看護大学設置が強く求められる中、神戸市看護大学が開学し、平成12年4月、高度な臨床能力をもつ看護専門職や教育者・研究者・管理者の人材養成に資するとともに、看護学研究のさらなる推進をめざし、大学院が設置された。

平成31年4月には、自律的・効率的で、透明性の高い大学運営体制を構築し、魅力的な大学づくりを推進するため、公立大学法人に移行し、中期目標で掲げた「社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ、看護人材の育成」、「学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による、大学ブランドの確立」、「業務運営及び財務内容の改善」に沿って大学運営を推進していく。

## Ⅱ 法人の概要

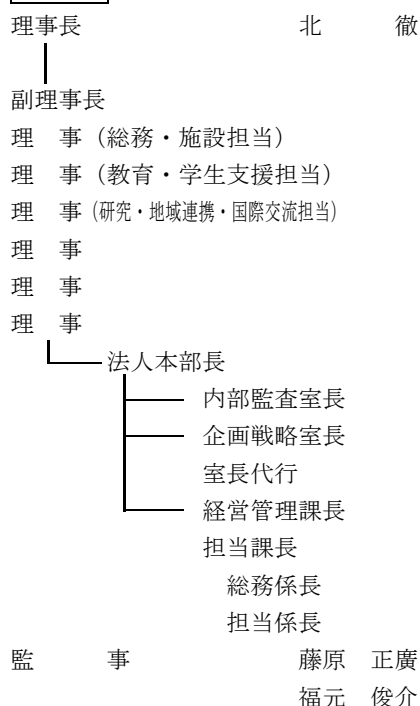
1. 名 称 公立大学法人 神戸市看護大学
2. 所 在 地 神戸市西区学園西町3丁目4番地
3. 設立年月日 平成31年4月1日
4. 資 本 金 8,340,000千円（全額本市出資）

### Ⅲ 法人の機構・教職員数

#### 1. 機構

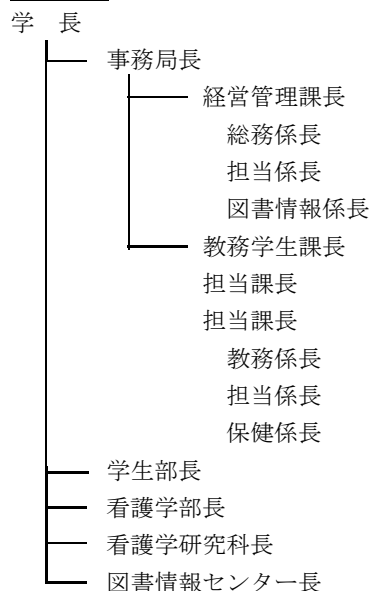
(・印は市派遣職員，\*は市再任用職員，※は教員を示す。)

##### 法人組織



- 南 裕子 ※
- ・加藤 久雄
  - 二宮 啓子 ※
  - 江川 幸二 ※
  - 三木 孝
  - 笹田 昌孝
  - 内布 敦子
  - ・加藤 久雄
  - ・岸本 寛 (兼)
  - ・加藤 久雄 (兼)
  - 中野 悦子
  - ・岸本 寛
  - 林 秀彦 (兼)
  - ・武藤 剛
  - ・小西 康之

##### 大学組織



- 南 裕子 ※
- ・加藤 久雄 (兼)
  - ・岸本 寛 (兼)
  - ・武藤 剛 (兼)
  - ・小西 康之 (兼)
  - ・乾 和人
  - 林 秀彦
  - 中野 悦子 (兼)
  - \*川戸美智子
  - ・宮本 三郎
  - \*堤 恵美
  - \*森川奈緒美
  - 二宮 啓子 ※
  - 江川 幸二 ※
  - 江川 幸二 ※ (兼)
  - 藤代 節 ※

## 2. 教職員数

### (1) 教員数

令和2年8月1日現在

	教授	准教授	講師	助教	計
看護学科	17	14	6	20	57

(注) 副理事長1人，理事2人を含む。

### (2) 職員数

令和2年8月1日現在

所属	課長級	係長級	係員	計
企画戦略室	1 (0)	—	—	1 (0)
経営管理課	1 (1)	3 (3)	11 (6)	15 (10)
教務学生課	2 (1)	3 (3)	8 (4)	13 (8)
計	4 (2)	6 (6)	19 (10)	29 (18)

(注) ( ) 内は市派遣職員 (再任用職員含む) で内数を示す。

### 3. 役員

令和2年8月1日現在

役員の種類	氏名	備考
理事長	北 徹	
副理事長	南 裕子	学長
理事	加 藤 久 雄	総務・施設担当 法人本部長, 事務局長
理事	二 宮 啓 子	教育・学生支援担当 学生部長
理事	江 川 幸 二	研究・地域連携・国際交流担当 看護学部長, 看護学研究科長
理事	三 木 孝	
理事	笹 田 昌 孝	
理事	内 布 敦 子	
監事	藤 原 正 廣	
監事	福 元 俊 介	

## IV 公立大学法人神戸市看護大学定款

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### (名称)

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）とする。

#### (大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、神戸市看護大学を神戸市西区学園西町3丁目4番地に設置する。

#### (設立団体)

第4条 法人の設立団体は、神戸市とする。

#### (事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を神戸市に置く。

#### (法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

#### (公告の方法)

第7条 法人の公告は、神戸市公報への掲載又はインターネットの利用により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情によりこれらの方法によることができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれらの方法に代えることができる。

### 第2章 組織

#### 第1節 役員及び職員

#### (役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

#### (役員職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第18条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第16条に規定する理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。



6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神戸市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

（学長の任命等）

第11条 神戸市看護大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命する。

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第71条第7項の規定により副理事長となる学長は、学長選考会議（以下「選考会議」という。）の選考に基づき、理事長が任命する。

3 選考会議は、次に掲げる者各3人により構成する。ただし、第1号に掲げる者については、少なくとも1人は第19条第2項第4号に掲げる者を含めることとし、第2号に掲げる者については、少なくとも1人は第22条第2項第5号に掲げる者を含めることとする。

(1) 第19条第1項の経営審議会を構成する委員（理事長及び副理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者

(2) 第22条第1項の教育研究審議会を構成する委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者

4 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、選考会議を主宰する。

6 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事の任命）

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、現に法人の役員又は職員である者以外の者が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第13条 監事は、市長が任命する。

（役員任期）

第14条 理事長の任期は、4年とする。

2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は、2年とする。

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際に法人の役員又は職員以外の者であったときの第12条第2項の適用については、その再任の際、現に法人の役員又は職員である者以外の者とみなす。

6 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（職員の任命等）

第15条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任免その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

## 第2節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第16条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(理事会の招集及び議事)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事が会議の目的である事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、理事会を主宰する。
- 5 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第18条 理事長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、理事会の議を経るものとする。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 神戸市看護大学の学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

## 第3章 審議機関

### 第1節 経営審議会

(経営審議会の設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 理事
  - (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が選任する者
- 3 前項第4号に掲げる委員の数は、委員総数の過半数とする。

- 4 第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、それぞれ当該職の任期とする。
- 5 第2項第4号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第2項の委員は、再任されることができる。

(経営審議会の招集及び議事)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を記載した書面を理事長に提出して経営審議会の招集を請求したときは、経営審議会を招集しなければならない。
- 3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、経営審議会を主宰する。
- 5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経営審議会の審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項（第24条第4号に掲げるものを除く。）
- (5) 神戸市看護大学の学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項（第24条第5号に掲げるものを除く。）
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

## 第2節 教育研究審議会

(教育研究審議会の設置及び構成)

第22条 法人に、神戸市看護大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（副学長を置く場合に限る。）
- (3) 学長が指名する教育研究上の重要な組織の長
- (4) 法人の事務局の長
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が指名する者

3 前項第1号から第4号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。

4 第2項第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項の委員は、再任されることができる。

(教育研究審議会の招集及び議事)

第23条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、学長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を記載した書面を学長に提出して教育研究審議会の招集を請求したときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究審議会を主宰する。

5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教育研究審議会の審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(5) 神戸市看護大学の学部、学科その他大学の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(6) 教員の人事及び評価の方針に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）

(7) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(8) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(9) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(10) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、神戸市看護大学の教育研究に関する重要事項

#### 第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学を設置し、及び運営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

## 第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金の額は、神戸市が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として神戸市が評価した価額の合計額とする。

- 2 神戸市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として神戸市が評価した価額により資本金を増加するものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第28条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を神戸市に帰属させる。

## 第6章 雑則

(規程への委任)

第29条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。  
(学長の任命に関する特例)
- 2 法人の成立後最初の学長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法第71条第6項に規定する者のうちから理事長が任命する。
- 3 前項の学長の任期は、4年とする。
- 4 附則第2項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとし、その任期は前項に定める学長の任期によるものとする。

## 附 則

変更後の定款は、公立大学法人神戸市看護大学の成立の日から施行する。

別表（第 27 条関係）

(1) 土地

地 番	地 目	地積（平方メートル）
神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	学校用地	78,148.91

(2) 建物

名 称	所 在 地	構 造	延べ床面積 (平方メートル)
本部研究棟	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 4 階建て	4,084.49
教育棟南館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 3 階建て	2,363.23
教育棟西館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 3 階建て	2,263.58
教育棟北館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 2 階建て	2,207.77
図書館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 3 階建て	1,972.63
体育館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 2 階建て	1,518.88
学生会館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 2 階建て	1,985.87
音楽室・ホール	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄骨コンクリート造 陸屋根 2 階建て	1,216.46
守衛室・管理室	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建て	10.00
体育器具庫	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦平家建て	67.80
自転車置場 (東)	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板平家建て	44.10
自転車置場 (西)	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板平家建て	41.62
時計塔	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦平家建て	31.14

# V 令和元年度事業報告

## 1. 事業の概要

### 1 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成

看護学部教育では、看護専門職者としての多様な対象者の個別性に対応できる実践能力を開発することを目的に、シミュレーション教育、実践指導者による講義、グループワーク、地域住民による「教育ボランティア」の導入などにより、各科目に合わせた教育を行った。大学院教育では、前期課程では高度実践看護などの4コースにおいて、高度な実践、研究能力を持つ人材を育成するため、複数教員による組織的な研究指導体制を強化し、計画的な指導を実施した。また、博士後期課程では教育研究者、管理者の育成を目指し、看護基盤開発など2領域で研究指導を行った。学生に対しては、多様な学生のニーズに対応するため、全学的な学修支援体制のもと、環境整備や生活面、健康面でのサポート、就職支援等を行った。

#### (1) 学部教育

オープンキャンパスや高等学校等訪問等により受験生の確保に努めた。

災害看護教育等において、グループワークや演習の実施による実践能力の向上、英語を母語とする専任教員による海外研修参加者への語学サポート、教育ボランティアや実習施設看護師の協力による実践的な教育の提供等に取り組み、学生が多面的、主体的に学ぶよう教育内容を充実した。

#### (2) 大学院教育

成績優秀者へのインセンティブ方策として優秀研究発表賞を創設したほか、国際学会発表・参加奨励制度の創設などによる国際的な研究の関心の向上、遠隔授業の導入による社会人学生の履修支援など中期計画に沿った教育内容を充実した。

#### (3) 学生への支援

学生生活に関するアンケート調査、実習室の開放や図書館サービスの充実など、きめ細やかな学修支援を行った。また、生活面、健康面において、教員間や多職種で連携した様々な学生支援体制を充実させた。保健師、助産師の国家試験では合格率100%を達成するとともに、キャリア支援室による就職支援等により、就職希望者全員の内定となった。

### 2 学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による大学ブランドの確立

地域の保健医療への貢献を目指し、多様な学術研究では、本市の政策課題に関する情報交換や、科学研究費等の競争的資金獲得に向けた各種サポートを行い、研究推進を図った。また、地域貢献・連携事業により、教育ボランティアをはじめとした市民とのコラボ教育等を推進するとともに、研修会等の開催により、地域の看護職者の資質向上と定着促進に取り組んだ。さらに、国際交流では、海外研修、外国人教員の配置、海外の大学への教員派遣を実施した。

#### (1) 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う学術研究の推進

本市の政策課題に関する協議の場を設け情報交換を行ったほか、教員間等で競争

的資金獲得に向けた申請支援を行い、科学研究費の採択率の目標を達成した。

(2) 市民との連携、交流による地域の保健医療への貢献の推進

「まちの保健室」や「コラボカフェ」をはじめとした地域貢献・連携事業を継続して実施する中、新型コロナウイルス感染症にかかる電話相談業務を支援した。

教育ボランティア導入授業については、14科目、延べ296人が参加し、市民との連携、交流による教育研究活動を充実させた。

専門職講座等の開催、卒業生へのキャリア相談、市民病院群との聴講制度等により優秀な看護人材の輩出、地域の看護職者の資質向上と定着促進に取り組んだ。

(3) グローバルな視点を培う国際交流の推進

学生に異文化交流の機会を提供したほか、学術交流提携先のワシントン大学への教員派遣による国際共同研究の推進、国際学会発表に向けた支援体制の整備に取り組んだ。

3 業務運営及び財務内容の改善

法人化による組織運営体制の再編成、業務内容に応じた適正で効率的な職員配置を行うとともに、事務の外部委託、ICTの活用等による経費の適正化に努め、効率的な業務運営を推進した。

(1) 効率的で機動的な運営体制の構築による地域の発展への貢献

既存委員会の役割の見直しや再編を行い、効率的で機動的な組織体制を整備したほか、中期計画達成に向け組織横断的な新たなセンターを設置することとした。

(2) 優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事組織制度の構築

教員採用方針の策定、特任教員規程の制定や演習等への臨床指導者の導入により多様な人材の確保に取り組むとともに、法人の業務に見合った契約職員の採用や人材派遣社員の活用による弾力的運用を行った。

(3) 教育環境の整備、充実

教育設備の計画的な更新やシステムの効率化を図るとともに長期保全計画の策定に着手した。

(4) 自己点検評価による質の改善、情報公開による透明性の確保

自己点検評価結果等を年度計画に反映させる枠組みを作るとともに、法人情報の発信を含めた機動的な広報に取り組んだ。

(5) 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止

健康診断の実施等により健康管理を推進するとともに、ハラスメント防止に関する研修の実施やリーフレットの配布を行った。

(6) 多様な自己収入の確保、充実と業務の改善、経費の適正化

財務会計システム導入による教員申請の電子化、法人経理支援等の外部委託化等により、事務の迅速化、効率化につなげた。



2. 損益計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	1,173,664,013	経常収益	1,203,500,458
業務費	1,043,130,568	運営費交付金収益	874,731,766
教育経費	72,085,889	授業料収益	237,875,149
研究経費	29,414,333	入学金収益	48,936,000
教育研究支援経費	29,269,236	検定料収益	7,837,000
人件費	912,361,110	補助金等収益	9,462,000
一般管理費	129,220,005	資産見返負債戻入	2,661,122
財務費用	1,313,440	雑益	21,997,421
支払利息	1,313,440		
経常費用合計	1,173,664,013	経常収益合計	1,203,500,458
臨時損失	21,275,858	臨時利益	21,275,858
合計	1,194,939,871	合計	1,224,776,316
		当期純利益	29,836,445
		当期総利益	29,836,445

※神戸市からの収入

(1) 運営費交付金 913,302 千円

（但し、資産取得への充当等があるため、損益計算書の運営費交付金収益は 874,732 千円）

(2) 受託料 ー千円

3. 貸借対照表（令和2年3月31日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負債・純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
固定資産	8,801,401,330	固定負債	521,974,969
有形固定資産	8,791,603,570	資産見返負債	494,523,033
土地	6,420,000,000	長期リース債務	27,451,936
建物	1,843,094,368		
工具器具備品	34,680,748	流動負債	129,391,419
図書	493,828,454	運営費交付金債務	38,570,234
		未払金	41,864,630
無形固定資産	9,797,760	リース債務	6,904,852
ソフトウェア	9,797,760	未払費用	2,497,215
		預り金	7,211,755
流動資産	142,895,871	預り科学研究費補助金等	22,291,729
現金及び預金	140,020,721	賞与引当金	10,051,004
未収学生納付金収入	138,650		
前払費用	660,000		
その他未収入金	2,076,500	純資産の部	
		資本金	8,340,000,000
		資本剰余金	△76,905,632
		損益外減価償却費累計額	△76,905,632
		利益剰余金	29,836,445
		当期未処分利益	29,836,445
資 産 合 計	8,944,297,201	負債・純資産合計	8,944,297,201

#### 4. 損益明細書

##### (1) 収入内訳表

(単位：円)

科 目	収 入	内 訳				
		運営費交付金	補助金等収入	受託事業等収入	授業料等収入	その他収入
運営費交付金収益	874,731,766	874,731,766	-	-	-	-
授業料収益	237,875,149	-	-	-	237,875,149	-
入学金収益	48,936,000	-	-	-	48,936,000	-
検定料収益	7,837,000	-	-	-	7,837,000	-
補助金等収益	9,462,000	-	9,462,000	-	-	-
資産見返負債戻入	2,661,122	-	-	-	70,069	2,591,053
雑益	21,997,421	-	-	-	-	21,997,421
合 計	1,203,500,458	874,731,766	9,462,000	-	294,718,218	24,588,474

##### (2) 支出内訳表

(単位：円)

科 目	支 出	内 訳		
		人件費	物件費等	減価償却費
教育経費	72,085,889	-	64,815,820	7,270,069
研究経費	29,414,333	-	29,414,333	-
教育研究支援経費	29,269,236	-	29,269,236	-
人件費	912,361,110	912,361,110	-	-
一般管理費	129,220,005	-	126,628,952	2,591,053
財務費用	1,313,440	-	1,313,440	-
合 計	1,173,664,013	912,361,110	251,441,781	9,861,122

## 5. キャッシュ・フロー計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

（単位：円）

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	134,702,828
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△108,782,401
人件費支出	△885,021,540
その他の業務支出	△108,627,323
運営費交付金収入	913,302,000
授業料収入	230,352,939
入学金収入	48,842,000
検定料収入	7,837,000
補助金等収入	7,385,500
その他収入	5,942,232
預り金等の増減	23,472,421
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,784,481
有形固定資産の取得による支出	△8,784,481
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,983,878
リース債務の返済による支出	△6,670,438
利息の支払額	△1,313,440
資金増減額	117,934,469
資金期首残高	22,086,252
資金期末残高	140,020,721

## 6. 行政サービス実施コスト計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

（単位：円）

区 分	金 額
業務費用	
損益計算書上の費用	1,194,939,871
業務費	1,043,130,568
一般管理費	129,220,005
財務費用	1,313,440
臨時損失	21,275,858
(控除) 自己収入等	△300,660,450
授業料収益	△237,875,149
入学金収益	△48,936,000
検定料収益	△7,837,000
雑益	△5,942,232
資産見返運営費交付金等戻入	△70,069
業務費用合計	894,279,421
損益外減価償却相当額	76,905,632
引当外賞与増加見積額	△577,587
引当外退職給付増加見積額	27,967,984
機会費用（地方公共団体出資の機会費用）	415,077
行政サービス実施コスト	998,990,527

# VI 令和 2 年度事業計画

## 1. 事業計画

- 1 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成
  - (1) 学部教育  
2022 年度からのカリキュラム変更に向けて、地域包括ケアシステムにおける人材育成を見据えた検討を行う。  
多様な学生の受け入れについて検討する。  
市民病院群や地域住民の協力による講義や演習を継続する。
  - (2) 大学院教育  
受験生確保策を検討する。  
報告会や発表会を通じ、より質の高い研究計画の作成を目指す。  
英語の専任教員による国際学会発表・英語論文作成支援を行うとともに、国際学会発表・参加奨励制度を実施する。
  - (3) 学生への支援  
学生自治会との意見交換により、学生のニーズに沿った学習環境を整備する。  
市内就職促進に向けた他都市調査及び神戸市民病院機構との連絡調整を行う。
- 2 学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による大学ブランドの確立
  - (1) 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う学術研究の推進  
神戸市との情報交換や連携を通じ、政策や保健医療福祉に関する諸課題について、研究上での貢献を推進する。  
競争的資金獲得の推進に向けた関連情報の提供による支援を行う。  
新たに導入した実践報告の倫理審査方法、倫理審査基準、倫理審査指針を徹底する。
  - (2) 市民との連携、交流による地域の保健医療への貢献の推進  
学修成果につなげるため、学生、教員、教育ボランティアの連携を強化する。  
潜在看護師の復職に関する研修や本学認定の看護師スキルアッププログラムの構築に向けた調査を行う。
  - (3) グローバルな視点を培う国際交流の推進  
専門科目の外国人教員を非常勤、客員等で招聘し、来日した外国人教員との交流を行う。  
学部、大学院科目を通じ、学生の異文化理解や交流の機会を提供する。  
先駆的な研究を行う海外の教員を招聘し、講演会やセミナーを開催する。
- 3 業務運営及び財務内容の改善
  - (1) 効率的で機動的な運営体制の構築による地域の発展への貢献  
地域連携、国際交流、生涯学習を担う組織の設置に向けた新たな教育研究組織を検討する。
  - (2) 優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事組織制度の構築  
適切な教員採用を進めるとともに、特任教員制度等の確立や外部人材の活用を検討する。
  - (3) 教育環境の整備、充実  
シミュレーション教育を充実させるため、教育環境の整備を計画的に進める。
  - (4) 自己点検評価による質の改善、情報公開による透明性の確保  
法人情報、入試情報等様々な情報を積極的に公開する。
  - (5) 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止  
定期的な安全点検を実施するとともに、教職員、学生の健康管理等を推進する。
  - (6) 多様な自己収入の確保、充実と業務の改善、経費の適正化  
説明会の実施や、競争的資金の情報収集・提供により、科学研究費獲得を推進する。  
学務システムの更新に合わせて教務事務の改善、見直しに着手する。

## 2. 経営改善の取組み状況

理事長及び学長のリーダーシップの下、効率的で機動的な組織運営体制を構築するなど、地域の発展に貢献する大学づくりを進めていく。

### (1) 令和元年度の取組み

#### ○効率的で機動的な組織運営体制の構築

- ・既存委員会の役割整理や、企画戦略室・教務学生課の設置、企画・財務・広報の事務分掌の規定を行い、新たな組織体制を整備した。
- ・理事会、経営審議会、教育研究審議会に外部人材を登用し、中期計画・年度計画の策定や大学運営に関し意見を積極的に聴取するなど、その反映を図った。

#### ○優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事・組織制度の構築

- ・人事委員会を設置して教員採用の方針を策定し、これに基づき教員採用を行った。
- ・特任教員の採用や、演習等への臨床指導者のサポートの導入により多様な人材の確保に努めた。
- ・法人の業務に見合った契約職員の採用や人材派遣社員活用による弾力的な運用を行った。

#### ○教育環境の整備及び財務内容の改善等

- ・教育機器等の更新を着実に行うとともに、長期保全計画の策定に着手した。
- ・財務会計システム導入による教員申請の電子化、法人経理支援等の外部委託化等により事務の迅速化、効率化を図った。

### (2) 令和2年度の取組み

#### ○効率的で機動的な組織運営体制の構築

- ・地域連携・国際交流・生涯教育に関する新たなセンターの設置を検討する。

#### ○優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事・組織制度の構築

- ・特任教員・客員教員制度の取組みや、近隣の看護系大学との連携を進め、多様な研究体制の構築を進める。
- ・業務の状況を適切に把握し、職種や採用形態に応じた職員配置に努める。

#### ○教育環境の整備及び財務内容の改善等

- ・長期保全計画の策定、着実な実行等により、教育機器や学務システムの更新を行い、教育環境の整備、事務の改善を進める。
- ・オンラインによる遠隔授業の着実な実施を図るため、スタジオやWEBサイトの整備、サポート体制の構築等を進める。
- ・(仮称) 学生支援基金の設置を行う。

3. 予定損益計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：千円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	1,217,954	経常収益	1,217,954
業務費	1,029,352	運営費交付金収益	925,638
教育経費	37,200	授業料収益	217,163
研究経費	39,930	入学金収益	41,354
教育研究支援経費	38,766	検定料収益	8,191
人件費	913,456	補助金等収益	4,153
一般管理費	187,522	寄附金収益	100
財務費用	1,080	資産見返負債戻入	5,185
支払利息	1,080	雑益	16,170
合 計	1,217,954	合 計	1,217,954
		当期純利益	0
		当期総利益	0

※神戸市からの収入

(1) 運営費交付金 935,638 千円

（但し、資産取得への充当等があるため、予定損益計算書の運営費交付金収益は925,638千円）

(2) 受託料 -千円



#### 4. 予定損益明細書

##### (1) 収入内訳表

(単位：千円)

科 目	収 入	内 訳				
		運営費交付金	補助金等収入	受託事業等収入	授業料等収入	その他収入
運営費交付金収益	925,638	925,638	-	-	-	-
授業料収益	217,163	-	-	-	217,163	-
入学金収益	41,354	-	-	-	41,354	-
検定料収益	8,191	-	-	-	8,191	-
補助金等収益	4,153	-	4,153	-	-	-
寄附金収益	100	-	-	-	-	100
資産見返負債戻入	5,185	2,500	-	-	94	2,591
雑益	16,170	-	-	-	-	16,170
合 計	1,217,954	928,138	4,153	-	266,802	18,861

##### (2) 支出内訳表

(単位：千円)

科 目	支 出	内 訳		
		人件費	物件費等	減価償却費
教育経費	37,200	-	34,606	2,594
研究経費	39,930	-	39,930	-
教育研究支援経費	38,766	-	38,766	-
人件費	913,456	913,456	-	-
一般管理費	187,522	-	184,931	2,591
財務費用	1,080	-	1,080	-
合 計	1,217,954	913,456	299,313	5,185

## 5. 資 金 計 画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	1,252,769
業務活動による支出	1,212,769
投資活動による支出	40,000
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	-
資金収入	1,252,769
業務活動による収入	1,252,769
運営費交付金による収入	965,638
補助金等による収入	4,153
授業料・入学金・検定料による収入	266,708
その他の収入	16,270
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	-

## VII 主要事業の推移 (平成29年度～令和元年度)

### 1. 学生数の推移 (5月1日時点)

(単位：人)

		令和元年度					30年度		29年度		
		総定員	1年	2年	3年	4年	計	総定員	学生数	総定員	学生数
看護学部看護学科		400	95	96	100	106	397	400	399	400	406
看護研究学科	博士前期課程	56	16	33	-	-	49	56	58	56	63
	博士後期課程	9	5	0	17	-	22	9	19	9	23

### 2. 志願者数及び競争率の推移

区分	定員 (人)	令和2年度入学試験						平成31年度 入学試験		平成30年度 入学試験	
		志願者数		受験者数		合格 者数 (人)	入学 者数 (人)	志願者 (人)	倍率 (倍)	志願者 (人)	倍率 (倍)
		志願者 (人)	倍率 (倍)	受験者 (人)	受験率 (%)						
推薦	25	120	4.8	120	100.0	25	25	96	3.8	71	3.6
前期	55	147	2.7	144	98.0	57	55	169	3.1	149	2.5
後期	15	123	8.2	45	36.6	15	15	152	10.1	141	9.4
編入学	10	18	1.8	18	100.0	10	6	22	2.2	26	2.6
計	105	408	3.9	327	80.1	107	101	439	4.2	387	3.7

※平成30年度の定員は、推薦20人、前期60人、後期15人、編入学10人